



令 和 7 年 2 月 7 日 中国運輸局鉄道部計画課

井原鉄道株式会社に係る鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請 に関するパブリックコメントを実施します

令和7年1月20日付けで、井原鉄道株式会社から鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請がありました。当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴取し、審査の参考とするため、パブリックコメントを実施します。

旅客運賃上限変更認可申請やパブリックコメントによる意見の募集方法については、以下 を御確認ください。

1. 鉄道事業の旅客運賃の認可について

鉄道の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を変更する場合は、 国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的 な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどう かを審査します。

※本申請事案の認可権限は、中国運輸局長に委任されています。

2. 申請の概要について

〇別紙1

「井原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請の概要」 を参照ください。

(参考:井原鉄道 HP アドレス)

https://www.ibara-railway.co.jp/wp-content/uploads/2025/01/ddaf0639ac7bbd2c65d91c6ebef5cd24.pdf

3. 意見募集期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月21日(金)まで(必着)

4. 意見提出先·提出方法

〇別紙2

「井原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について」 を参照ください。

5. その他

提出されましたご意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov) (http://www.e-gov.go.jp/)に回答を掲載します。なお、電話等による意見の受付及び御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承ください。

くお問合せ先>

中国運輸局鉄道部計画課(村里、落合)

TEL: 0 8 2-2 2 8-8 7 9 7

井原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請の概要

- 1. 申請日 令和7年1月20日(月)
- 2. 申請者 岡山県井原市東江原町695番地1 井原鉄道株式会社 代表取締役社長 槙尾俊之
- 3. 実施予定日 令和7年10月1日
- 4. 申請の概要 変更しようとする旅客運賃の種類・額及び適用方法(抜粋) 別表のとおり

〇普通旅客運賃

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
3キロまで	210円	250円
4キロを超え6キロまで	280円	340円
7キロを超え9キロまで	360円	430円
10 キロを超え 12 キロまで	430円	520円
13 キロを超え 15 キロまで	500円	600円
16 キロを超え 19 キロまで	590円	710円
20 キロを超え 23 キロまで	670円	800円
24 キロを超え 27 キロまで	750円	900円
28 キロを超え 31 キロまで	840円	1,010円
32 キロを超え 36 キロまで	930円	1, 120円
37 キロを超え 41 キロまで	1,030円	1,240円
42 キロから	1, 120円	1,340円

^{※1}キロメートル未満の営業キロの端数は、これを1キロメートルに切り上げる ※総社~清音間は現行の普通旅客運賃と同額

〇通勤定期旅客運賃 (大人1か月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
3キロまで	8, 170円	9,800円
4キロを超え6キロまで	11,030円	13,240円
7キロを超え9キロまで	13,890円	16,670円
10 キロを超え 12 キロまで	16,750円	20,100円
13 キロを超え 15 キロまで	19,610円	23,530円
16 キロを超え 19 キロまで	22,880円	27, 460円
20 キロを超え 23 キロまで	26, 150円	31,380円
24 キロを超え 27 キロまで	28,660円	34,390円
28 キロを超え 31 キロまで	31, 180円	37,420円
32 キロを超え 36 キロまで	34,010円	40,810円
37 キロを超え 41 キロまで	35, 980円	43,180円
42 キロから	37, 970円	45,560円

^{※1}キロメートル未満の営業キロの端数は、これを1キロメートルに切り上げる ※総社~清音間は現行の通勤定期旅客運賃と同額

〇通学定期旅客運賃(大人1か月)

営業キロ	現行運賃	申請上限運賃
3キロまで	5,650円	6,220円
4キロを超え6キロまで	7,640円	8, 400円
7キロを超え9キロまで	9,610円	10,570円
10 キロを超え 12 キロまで	11,600円	12,760円
13 キロを超え 15 キロまで	13,580円	14,940円
16 キロを超え 19 キロまで	15,840円	17,420円
20 キロを超え 23 キロまで	18, 100円	19, 910円
24 キロを超え 27 キロまで	19,610円	21,570円
28 キロを超え 31 キロまで	21, 120円	23, 230円
32 キロを超え 36 キロまで	22,810円	25,090円
37 キロを超え 41 キロまで	23,670円	26,040円
42 キロから	24,520円	26, 970円

^{※1}キロメートル未満の営業キロの端数は、これを1キロメートルに切り上げる

〇普通回数旅客運賃(大人)

現行の普通回数旅客運賃の適用方法どおり

[※]総社~清音間は現行の通学定期旅客運賃と同額

井原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請に関する意見募集について (パブリックコメント)

令和7年1月20日付けで、井原鉄道株式会社から鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請 がありました。当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者か ら意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領で意見を募集いたします。

1. 意見募集対象

井原鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov) (http://www.e-gov.go.jp/) の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月21日(金)まで(必着)

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称及び所在地)並びに連絡 先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見 を提出してください。電話による意見の受付はいたしません。

① 電子政府の総合窓口 (e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合 意見募集案件から上記 1. 意見募集対象の案件をクリックし、意見募集要領を御確認の上、 「意見募集要領(提出先を含む)を確認しました。」にチェックを入れて、「意見入力へ」のボ タンをクリックし、提出を行ってください。

② 郵送の場合

以下のあて先に郵送してください。

〒730-8544

広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎4号館

国土交通省中国運輸局鉄道部計画課 宛

5. 留意事項

氏名(法人又は団体の場合は名称)は、意見の内容とともに公表する可能性があります。 公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨を記載してください。 住所、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報については、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためのみに利用します。

6. その他

提出されました御意見は整理の上、e-Govの「パブリックコメント(結果公表案件一覧)欄に回答を掲出します。なお、意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承ください。

7. お問合せ先

国土交通省中国運輸局鉄道部計画課 意見募集担当 電話番号 082-228-8797